

中央監視システム保守点検業務委託契約書（案）

公益財団法人ひろしま産業振興機構（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、中央監視システム保守点検業務に関し、次のとおり業務委託契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（総則）

第1条 甲は、に關し、本契約書及び別紙仕様書で定めた業務（以下「本件業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託する。

（業務の範囲）

第2条 乙は、本件業務を別紙仕様書に基づいて誠実に実施することとする。

（委託期間）

第3条 本件業務の委託期間は、次のとおりとする。

令和4年（2022年）7月1日から令和9年（2022年）3月31日まで

（委託料とその支払い）

第4条 甲が乙に対して支払う委託料は、次のとおりとする。

- (1) 委託料は、合計〇〇〇〇〇円（税込み）とする。
- (2) 令和4年度の委託料は、〇〇〇〇円（税込み）、令和5年度から8年度は〇〇〇〇円（税込み）とする。
- (3) 1年間の税抜き委託料に消費税等相当額（消費税及び地方消費税）を加算する。但し、1円未満の端数が生じた場合は、1円未満を切り捨てるものとする。
- (4) 乙は、請求をするにあたり、本条の定めにて算出した年額と差が生じる場合、当該年度の最終請求時に金額調整をするものとする。
- (5) 甲と乙は、各年度の4月に当該年度の1年間の委託料の総額等を確認するものとする。

2 委託料の支払方法は、甲は請求書を受理した日から30日以内に、乙指定の銀行口座に現金振込にて実施するものとし、振込手数料は甲の負担とする。

（作業時間帯）

第5条 乙が現場にて行う本件業務の作業時間帯は、故障等が発生した場合を除き、別紙仕様書で定める乙の通常営業日における通常営業時間内に行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、乙は、甲の求めに応じて乙の通常営業日外及び通常営業日の通常営業時間外に作業を行うことができる。但し、通常営業日外及び通常営業日の通常営業時間外における作業の委託料は、甲と乙が協議して別途定めるものとする。

（権利義務の譲渡の禁止）

第6条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡してはならない。

(再委託の禁止)

第7条 乙は、本件業務の全部または一部を第三者に再委託をしてはならない。但し、あらかじめ甲の承諾を受けた場合は、この限りではない。

(労働者災害補償保険の加入など)

第8条 乙は、その作業員に対し、労働者災害補償保険に加入するほか法律で定められた雇用者としての義務を、完全に履行するものとする。

(作業者の災害など)

第9条 乙は、義務を行うに当たり生じた作業員の災害について、理由のいかんを問わず、全責任を負うものとする。

(損害賠償)

第10条 乙は、その責めに帰すべき事由により、本件業務の実施に関し甲又は第三者に対し損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(秘密の保持など)

第11条 乙は、委託業務の処理中に知り得た秘密を、他人に漏らしてはならない。また、契約解除後も同様とする。

(負担区分)

第12条 委託業務に必要な機械器具はすべて乙の負担とし、作業に要する消耗品類・電気・水道代は甲の負担とする。

(契約保証金)

第13条 甲は、乙に対し契約保証金を免除する。

(検査)

第14条 乙は、本件業務の実施毎に、甲の検査を受けるものとする。
2 甲は前項の検査により、別紙「仕様書」に示すとおり、本件業務が実施されていない場合、又は、本件業務に不備があるときは、乙に対し、その手直しを命ずることが出来る。また、これに要する費用は乙の負担とする。

(契約の解除)

第15条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙が、この契約に違反したとき。
- (2) 委託事業の実施につき、乙に不正の行為があったとき。
- (3) 乙が、正当な理由がないのに、甲の指示にしたがわなかつたとき。

(4) この契約締結後の事情の変更により、委託事業を実施する必要がなくなったとき。

2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時業務の委託契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。以下同じ。）が、集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織（以下「暴力団」という。）の関係者（以下「暴力団関係者」という。）であると認められるとき。
 - (2) 役員等が、暴力団、暴力団関係者、暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等又は暴力団若しくは暴力団関係者と非難されるべき関係を有していると認められる法人若しくは組合等を利用するなどしていると認められるとき。
 - (3) 役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - (4) 前3号のほか、役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (5) 乙の経営に暴力団関係者の実質的な関与があると認められるとき。
 - (6) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者に委託料債権を譲渡したとき。
 - (7) 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - (8) 乙が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- 3 一方の当事者が前条の規定により本契約及び個別契約を解除した場合は、他方の当事者に損害が生じても、これを一切賠償しない。

（暴力団等からの不当介入の排除）

第16条 乙は、契約の履行に当たり暴力団等から不当介入を受けた場合は、その旨を直ちに甲に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

- 2 乙は、前項の場合において、甲及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。
- 3 乙は、暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに甲へ報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

(業務の引継ぎ)

第17条 履行期限終了後、乙以外の者が本契約の受託者になった場合は、乙は新しい受託者に誠意をもって業務の引継ぎを行うものとする。

2 業務の引継ぎにあたっては、乙は甲の指示に従うものとし、甲は乙に対し、甲の定める業務引継ぎ相当分の対価を支払うものとする。

(委託料の変更)

第18条 甲及び乙は、本契約締結後の諸材料の価格、労務費等の変動、法令改正その他の事由により第4条の委託料を変更する必要が生じたときは、協議の上、本契約を変更することができる。

(善管注意義務等)

第19条 甲及び乙は、本契約に基づく義務の履行について、信義を旨とし、誠実に行わなければならない。

(合意管轄裁判所)

第20条 本契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要が生じたときは、広島県情報プラザの所在地を管轄する地方裁判所を第一審管轄裁判所とする。

(疑義の取扱い)

第21条 本契約に定めのない事項については、その都度、甲乙協議の上、定める。

2 この契約に疑義を生じた場合は、甲乙協議の上、決定する。この場合において協議が解決しないときは、甲の解釈によるものとする。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持するものとする。

令和4年 月 日

甲 住所

氏名

✓

乙 住所

氏名